

(別紙)

提出された意見の内容とそれに対する県の考え方

	提出された意見	県の考え方
1	激甚化・頻発化する自然災害について、具体的な取組みとして、「水害・土砂災害の激甚化・頻発化に対応する流域治水の加速や、住宅・建築物の耐震化の強化、デジタル技術の活用等による道路除排雪の一層の効率化・省力化等、国土強靱化に向けた多方面にわたる取組」との記載がある。 どれも重要であるが、同案 P15、34 に記載のとおり、地震や噴火、水災、雪災に備える必要がある。 そのため、地震保険や火災保険（水災や雪災の補償）の普及も重要と考えており、保険の普及促進について追記を検討いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 自助による災害への備えの重要性は認識しておりますが、都市計画マスタープランは土地利用や都市整備等の基本方針を定める計画であるため、任意保険の普及促進に関する記載は難しい面がございます。今回は記載を見送らせていただきますが、いただいたご意見は今後の防災まちづくりの参考とさせていただきます。